様式11

　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　殿

（浄化槽管理者）

住　　所

氏　　名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電話番号

浄化槽の使用を開始したので、浄化槽法第１０条の２第１項に規定により報告します。

６．保守点検業者

４．浄化槽の規模

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １．  　　（計画書提出） | | 年　 　　月　 　　日　 総（東保） 　　号 |
| ２．設置場所の地名・地番 | |  |
| ３． | |  |
|  |  | ①単　独  ②合　併　（　構造例示型　・　性能評価型　） |
|  | 人　　槽 |
| ５． | | 年　　　　　月　　　　日 |
|  |  | 年　　　　 月　　　　日 |
|  | （登録　　　　　　　　第　　　　　　　　号） |
| ７．講習会（浄化槽教室）  の受講実績 | | 受講済み　　（　　年　　月　　日）  　　受講予定　　（　　年　　月　　日） |
| ８．  （501人槽以上） | |  |

(注意）

１）浄化槽管理者とは、当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有す　　るものです。

２）当該浄化槽の使用を開始した日から３０日以内に､保守点検業者を通じて提出してください。

３）初回の保守点検は使用開始直前に実施しなければなりません。(環境省関係浄化槽法施行規則第５条　　　第１項)なお、徳島県浄化槽事務取扱要領第２条４項の規定に基づき、様式１８の「浄化槽維持管理

　　標準契約書」により契約している場合は、６の初回保守点検実施日が契約開始日になります。

４）７の講習会（浄化槽教室）の受講実績については、受講済みの場合は受講した日、未受講の場合は受

講予定日を記載してください。

５）５０１人槽以上の規模の浄化槽管理者は、当該浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上の業務を担　　当させるため、環境省令で定める資格を有する『技術管理者』を置かなければなりません。（浄化槽法第１０条第２項）

　　技術管理者の資格を証する書類を添付してください。